

県南広域振興局長告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年10月26日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 路線名 盛岡和賀線
- 2 供用開始の区間 花巻市太田第44地割256番地先から北笹間13地割37地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年10月28日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - (2) 期間 平成22年10月26日から同年11月26日まで